指定居宅介護支援　運営規程の記入例

※この運営規程の例示はあくまで参考例であり、各項目の記載の方法・内容は、基準を満たす限り、任意様式でも構いません。

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程　の　例 | 作成にあたっての留意事項等 |
| △△△居宅介護支援事業所　運営規程  （事業の目的）  第１条　株式会社○○が開設する△△居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。    （運営の方針）  第２条　事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。  ２　事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。  ３　事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。  ４　事業を行うにあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。  （事業所の名称及び所在地）  第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１)名　称　△△居宅介護支援事業所  （２)所在地　姫路市×××  （職員の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。  （１）管理者　１名（常勤、主任介護支援専門員）  管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。  （２）介護支援専門員　１名以上  介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。  （営業日及び営業時間）  第５条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  （１）営業日　○曜日から○曜日までとする。  ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。  （３）電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。  （居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）  第６条　指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。  １　利用者の相談を受ける場所  当事業所内相談室において行う。  ２　課題分析の実施  （１）課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。  （２）課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握するものとする。  （３）使用する課題分析票の種類はアセスメント方式とする。  ３　居宅サービス計画原案の作成  利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。  ４　サービス担当者会議等の実施  居宅サービス計画原案に位置づけた居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。開催場所は、利用者宅その他必要と認められる場所とする。  ５　居宅サービス計画の確定  居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。  ６　サービス実施状況の継続的な把握及び評価  利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況や利用者の解決すべき課題について把握する。月１回以上訪問するものとし、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。  ７　居宅介護支援の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。  ８　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。  　一　通常の事業実施地域を越えた地点から、片道○○キロメートル未満　＊＊＊円  　二　通常の事業実施地域を越えた地点から、片道○○キロメートル以上　＊＊＊円  ９　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。  （通常の事業の実施地域）  第７条　通常の事業の実施地域は、姫路市（○○町は除く）とする。  （事故発生時の対応）  第８条　事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。  ２　前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。  ３　事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。  ４　事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。  （苦情処理）  第９条　事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。  （個人情報の保護）  第１０条　事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。  ２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。  （契約時の説明等）  第１１条　指定居宅介護支援事業所は、利用者及び家族に次のことを説明する。  １　ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができること。  ２　当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができること。  ３　前６月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前６月間に作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供された者が占める割合等。  （地域ケア会議への参加）  第１２条　地域包括支援センター等が主催する地域ケア会議から利用者に関する資料又は情報の求めがあった場合には、介護保険上の位置づけに基づき、協力するものとする。  （担当者に対する個別サービス計画の提出依頼）  第１３条　居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性を高め、意識の共有を図ることを目的とし、担当者に対し、居宅サービス計画を交付した際は、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認する。  （記録の整備）  第１４条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。  ２　事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。  （虐待防止に関する事項）  第１５条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。  （１）定期的な虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業者への周知徹底  （２）虐待の防止のための指針の整備  （３）定期的な虐待の防止のための研修の実施  （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置  ２　事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。  （業務継続計画の策定等）  第１６条　事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう次の措置を講ずるものとする。  　（１）業務継続計画の策定  　（２）従業者への業務継続計画の周知徹底及び定期的な研修及び訓練の実施  　（３）定期的な業務継続計画の見直し及び変更  （感染症の予防及びまん延の防止のための措置）  第１７条　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。  　（１）おおむね６月に１回以上、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業者への周知徹底  　（２）感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備  　（３）定期的な感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施  （その他運営に関する重要事項）  第１８条 事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。  （１）採用時研修 採用後○ヶ月以内  （２）継続研修 年○回  ２ 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ３ 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  ４ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附 則  この規程は、令和○年○月○日から施行する。 | ・「〇〇」は、開設者名（法人名）を記載してください。  ・「△△」は、事業所の名称を記載してください。  ・所在地は、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してください。  ・営業日・営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載してください。  ・内容については、あくまで例示ですので、事業所の実態に応じて記載してください。  ・面接していなければ運営基準減算です。  ・居宅に訪問していなければ運営基準減算です。  ・課題分析の帳票は事業所で使  　用するものを記載してくだ  　さい。  ・サービス担当者会議を開催していなければ運営基準減算です。  ・やむを得ず開催できなかった場合、その理由を記録・保管していなければ運営基準減算です。  ・利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていなければ運営基準減算です。  ・モニタリングを実施していなければ運営基準減算です。  ・モニタリングの実施を記録していなければ運営基準減算です。  ・自動車を使用する場合の交通費の徴収も、実費の範囲で設定してください。  ・通常の実施地域に係る交通費  は、介護報酬に含まれます。  ・原則として、市町村単位で設  定してください。  ・市区町村内で詳細に分ける場  合は、客観的に区域が特定で  きるように定めてください。  （○〇市の一部、○○市の××川以南は特定できず不適切。）  ・運営規程に変更がある場合は、変更履歴を残してください。 |